

ドイツにおける妊娠中絶 広告の可罰性に関する 議論

日時・場所

9月30日(月)

9:00~10:30

第1学舎 2号館

B101 教室

司会: 飯島 暢 教授

授業振替: 刑法総論(月1)

授業担当: 飯島 暢 教授

本講演は、妊娠中絶広告に関する医師の処罰の問題を扱うものである。ドイツ連邦憲法裁判所は、かつて、適応事由のない妊娠中絶は違法であると確認するとともに、緊急状態にある女性は、妊娠中絶の機会を有することも強調した。ドイツ刑法219条aでは妊娠中絶の広告をすることが禁じられているが、近年、ギーセンのある医師が、自己のインターネットのサイトで妊娠中絶の要件と実施に関する情報を提供したことがこの規定に違反するとして起訴され、有罪となった事案があり、この条文の在り方につき、中絶に関する女性の自己決定権、胎児の生命保護等の点から、大きな議論が生じた。本講演は、この規定をめぐる様々な議論、そしてそれに対する国の対応などを含め、ドイツにおける妊娠中絶広告規制に関する最新の状況を初学者向けに解説するものである。

〔講師紹介〕

コンスタンツ大学法学部教授

リアーネ・ヴェルナー 氏

1975年生まれ。ライプツィヒ大学法学部で法学を学び、1998年に第1次国家試験、2001年に第2次国家試験に合格し、その後2002年までアメリカのウィスコンシン大学マディソン校に留学、2002年から2010年までギーセン大学法学部助手、2010年からは同大学で助教を務めた。2016年から2018年にはフランクフルト大学、ライプツィヒ大学、ヴィアドリアナ欧州大学の各法学部で刑法の代理講義を行い、その後2019年1月にコンスタンツ大学法学部教授に就任している。